

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

新設される特定植栽(特定間伐等のうち増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木の植栽)に関する規定を削除すること。

(新第二条第四項、新第四条第三項、新第五条第三項、新第十四条から新第十七条まで等関係)